

## 第14回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和5年6月2日(金) 午後1時00分～午後3時00分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター2階会議室
- 3、出席委員 12名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）
- 4、欠席委員 なし（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 木下 英春 委員 8番 大町 朝子 委員

- ②第2 報告第 33号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 68号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 69号 農地法第5条転用許可後の事業計画承認申請について  
 議案第 70号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 71号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
 報告第 34号 農地等形状変更届出について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主 査	田中 荘子	書 記	藤家 駿介

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
南川・筒口・大殿分・川内・山浦・山浦開拓	山本 清士
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了
高津原・城内・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・納富分・末光・馬渡・若殿分	田中 雅己
大村方・下古枝・久保山	松尾 正彦
江福・龍宿浦・矢答	中村 豊文

## 7. 会議の概要

<p>事務局</p>	<p>皆さんこんにちは。定刻を少し過ぎましたが、只今より第14回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。</p> <p>総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、委員全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。定足数に達しております。</p> <p>次に議事録署名人の指名を致します。7番木下委員と8番大町委員にお願い致します。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。</p> <p>1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。</p> <p>2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。</p> <p>3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。</p> <p>4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願い致します。では、慣例によりまして会長に議長をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>改めましてみなさんこんにちは。</p> <p>梅雨にいいよ入り、農作業等雨で出来ないという方もたくさんいらっしゃると思います。麦もあと少しという所で止まった風にしております。台風2号がこっちの方に来ると思っておりましたが、気圧に押されて右の方に逸れましたので、安心かなという風には思っております。</p> <p>先日久しぶりに全国農業委員会の会長大会がありまして、後樂園の近くでですね、文京区のシビックホールというところでありましたが、なんとその日にご存じかもしれませんがジェットコースターがテレビでもあったよう停止をしておまして、大変な騒ぎになっていました。お手元に行き届いてますよね？岸田さんが宣伝しといてほしいとのことだったので、1枚ずつ食べながらどうぞ、今日は推進委員さんもお見えになると思って、数は確保しております。行き渡っているようでよかったです。</p> <p>実は政策要請ということでですね、国会議員の皆さん方もずっと要請活動をしてまいりますが、お手元に5年度の政策提案における要請の重点ポイントということで差し上げているかと思ひます。これをちょっと見ていただきたいのですが、例えばこの中の営農型太陽光発電施設に対する制度的措置についてですが、太陽光を設置するのはいいものの、後はどうなるのか、そういうところを含めてやっとならないといけない所もありますし、また実際に営農型というのは作物を作っているのか、そういう話をきちっと国はしなければならぬということですね、6項目に渡って要請活動をしてきたところでございます。久しぶりだったのですけれども意見が出まして、体力の問題。それから、人・農地プランのところ、農業をする方々、また農協なり市役所と一緒にしておりますが、地域計画の円滑な策定に向けてということで地域の計画、目標地図の作成。この仕事を政府が決めた以上やらないといけないということで、農業委員会にどこでもフォーカスしているという話がありました。しかし、人はおらず予算はないという話になっていましたから、やっぱりそういうことをするならばきちんとそれなりの措置をしながらやるということですね、それぞれ各県とともに話してきたところでありまして。我々も意見書を毎年出しておりますけれども、本当に一つずつ市が対応できるものはしているのかチェックをやってないと、実際に農業委員会の話ではなくて、農家の皆さんそ</p>

	<p>れから田や畑を持っておられる方々が実質的にこういう話をするのが仕事ですのでよろしくお願いをしたいという風に思っております。</p> <p>山下さんがですね、参議院の農水委員長に大塚先生がなられていた後から、久しぶりでございますけれども若くしてなっておられて、この辺のこの話をしたら、6月の半ば頃国会が開会になったら6月末から7月末までは現地を見て話をしてほしいということをおられたので、そういうことで我々も動いていきたいと思っております。</p> <p>それから、お手元にのうちかしまの案を差し上げてるかと思っておりますけれども、ありますね。このうちかしまの後半の分を作っていきたいと思っております。それと皆様方と一緒に各地区周って生産組合長さんたちとおおむね賃料の目安と売買価格の目安を話して、賃借料の情報としております。皆さん勘違いをされますが、最高と最低ということでこういう形にしておりますが、もっと安く決めていただろうとこれを見てご指摘なさいます。これはあくまでも高いのと安いものの額がこのとおりのことです。安くしてあるとこもありますが、ゼロじゃありませんよ、最終的にこういう形でやっていきますよということで、それぞれ決めてもらった、概ねどこでも昨年並みということでしております。ただ作りにくい場所などもございますので、そこについては農業委員さん、最適化推進委員さんと一件一件話合いをして決めていくという風にお願いをしたいということをおっしゃいますから、勘違いのないようにしていただきたいと思っておりますし、この形で今年ものうちかしまを出していきたいと思っております。表には副会長さん、それから山本さんをこういう形で周知していきたいと思っておりますから、よろしくお願います。</p> <p>今日は皆さん方、推進委員の皆さんもお忙しいでしょうから、会がスムーズに進むようご協力お願いします。早速議案に移っていきたく思います。まず報告第33号について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私の方から説明を申し上げたいと思っております。</p> <p>報告第33号について説明します。議案説明資料1ページから2ページをご覧ください。今回の解約件数は、記載のとおり7件となっております。合計で12筆、合計面積は14,825平米です。内訳は、田が8筆、11,821平米、畑が4筆、3,004平米となっております。解約事由は、すべて双方合意によるもので、借人変更のためが5件、借人からの申し出が2件、形状変更申請のためが1件となっております。</p> <p>解約事由別に詳しく説明しますと、「借人変更のため」の5件は、全部新しい借人が決まっており、議案第72号に新しい借人のお名前が上がっております。「借人からの申し出」となっている1番の乙●●●●番●は、借人は未定です。5番については、用途区域に位置することから、宅地造成などを検討されているようです。「形状変更申請のため」となっている4番は、この後の報告第34号でお諮りした後、解約前と同じ方に継続して契約する見込みです。報告第33号の説明は以上です。</p>
議長	<p>今説明があったような形で、解約して借人が改めて決まったようなところもありますけれども、それぞれ担当の所に話は来ているかと思っております。</p>
4番委員	<p>1番の●●●●の●●●●について若干の補足をしたいと思っております。</p> <p>この場所につきましては、従来みかん畑として利用されていたものでございまして、現地を確認したところ畑の敷地内のミカン畑が伐採しておりまして、それに加えて雑草も伸びかけておりまして、今後農地としての利用は厳しいんじゃないかと思われまして、従いまして、今後は非農地判断の検討を視野に入れていく必要もあるのではないかと現地を見た限りではしました。以上です。</p>
議長	<p>みかんの木自体は、借りた●●さんの土地に●●さんが植えたのを自分で切ったということで、●●さんも今からする意向もないということですね？場所的には厳しいのですか？</p>
4番委員	<p>はいそうです。場所的には、なかなか道のところもちよっと軽トラが1台通るか通らないかくらいの道ですね、難しいところではございます。</p>
議長	<p>それでは今度農地パトロールの時に再度見させてもらって判断をしたいと思っております。ほか</p>

	<p>に何かございますか？よろしいですか？無ければみなさん了解という形で進めさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に移ります。議案68号所有権移転等の許可申請承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第68号について説明します。議案説明資料は3ページ、位置図は1ページ、本日配布の資料は1ページをご覧ください。</p> <p>1番について説明します。土地の所在は、大字●●●字●●●番●●●，●●●番●●●，●●●番●●●の3筆でございます。登記地目、現況地目はすべて田となっています。面積は、3筆合計で548平米です。</p> <p>譲受人は、●●●区の●●●●さんで42歳不動産業の方です。譲渡人は、●●●番●●●が●●●区の●●●●さん93歳、●●●番●●●が●●●区の●●●●さん67歳、●●●番●●●が●●●区の●●●●さん80歳です。</p> <p>転用の目的は、分譲宅地となっております。施設の概要は、分譲宅地548平米となっております。</p> <p>農地区分は3種農地で、用途区域内となっております。</p> <p>周囲の状況ですが、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は里道水路となっております。関係機関との協議書はありで、その条件はありません。また、公共下水道区域内となっております。1番の説明は以上となります。</p>
議長	では引き続き、現地調査報告を木下委員お願いします。
7番委員	<p>ここは●●●●の横で、先日アパートが建って、西側は道路で周りは全部宅地で、道路周りに1メートルくらいの造成をするということで特に問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>今委員からありましたとおり、こないだ●●●●の横に●●●●が建てた横の残り地です、場所的には。何か皆さん方ありますか？ここは分譲ですから、問題ないかと思えます。</p> <p>それでは採決を取ります、1番に賛成の方。(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは、2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2番の説明に移ります。議案説明資料は同じく3ページ、位置図は2ページ、本日配布の資料は2ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、大字●●●字●●●甲●●●番●●●でございます。登記地目、現況地目は共に田となっています。面積は288平米です。</p> <p>譲受人は、●●●区の●●●●さん76歳電気工事業の方です。譲渡人は、●●●区の●●●●さん82歳の方です。転用の目的は、資材置場となっています。</p> <p>施設の概要は、資材置場288平米で、鋼管柱置場として申請がっております。農地区分は2種農地です</p> <p>。周囲の状況ですが、東は現況道路、西は宅地、南は田と宅地、北は現況道路となっております。関係機関との協議はありで、その条件はありません。</p> <p>2番の説明は以上となります。</p>
議長	はい、では三原委員、引き続き現地調査の報告をお願いします。
9番委員	<p>譲渡人の●●●さんが歳をとっておられて、出来ないということで●●●●さんを買ってくれということで、●●●●さんの方は資材置場が不足しているので、資材置場にするということです。</p>
議長	この前見に行った時に、左側の田からの排水はどうなるのかということをお話してはいたのですが、説明をお願いします。
事務局	(図面で説明)現地調査でも確認したのですが、排水の面に関しては、大丈夫かと思えます。
議長	分かりました。問題ないようでしたらよかったです。何か皆様方からありますか？松尾さん、お願いします。
松尾推進委員	5月15日にですね、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転に伴う農地転用の

	<p>申請の協議書の署名を●●●●の奥さんがもらいに来られてですね、今会長が言われている状況について、盛土については 1.5 から 1.4 すると、そして擁壁を設けるということと、隣接の農地に対しては通路を確保、排水路についてはしっかり流すとのことだったので、了解を致しまして署名をしたところです。</p> <p>現状的にはもう作っていないので、そこの一部を入れていけるよう通路にするということです。</p>
議長	●●さんはここ以外にも持っておられるのですかね？
事務局	すみません、把握しておりません。
議長	<p>他にございますか？よろしいですね。</p> <p>それでは採決を取ります、賛成の方。(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは、3番についての説明を事務局の方からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第68号の3番と議案第70号の2番は、同時利用のため一括して説明します。</p> <p>議案説明資料3ページと5ページ、位置図3ページ、本日配布の資料3ページと4ページをご覧ください。この案件は、先月の総会に諮り、書類不備として保留していた案件であります。</p> <p>土地の所在は、大字●●字●●甲●●●番と甲●●●番の2筆です。登記地目、現況地目はすべて畑となっています。面積は、2筆の合計で617平米です。</p> <p>譲受人は、●●区の●●●●さん65歳の方です。譲渡人は●●県の●●●●さん64歳の方です。</p> <p>転用の目的は、農業用倉庫と猪解体処理施設となっています。施設の概要は、2筆合わせて、農業用倉庫35平米で、19平米と16平米の合計となります。猪解体処理施設21.33平米、駐車場6台分60平米、進入路が合わせて500.67平米となっています。80平米と420.67平米の合計であります。農地区分は、2種農地です。</p> <p>周囲の状況ですが、甲●●●番は東は畑、西は水路、南は宅地、北は畑と宅地、甲●●●番は東は宅地と鉄道用地、西は水路、南は宅地、北は鉄道用地となっています。</p> <p>関係機関との協議書はありで、その条件はありません。現状は、宅地となって、農業用倉庫が建っており、始末書が添付されています。北西部の進入路については、公有水面占用許可を取っております。</p> <p>本日配布資料4ページをご覧ください。既存の農業用倉庫による地番ごとの占有面積は、甲●●●番に16平米、甲●●●●番に19平米、甲●●●●番に25平米(これは、譲受人所有の宅地)となっています。議案第68号の3番と議案第70号の2番の説明は以上となります。</p>
議長	下村委員、現地調査の報告をお願いします。
1番委員	<p>ここは先月の議案に上がり、書類の不備ということで保留になっておりましたが、改めて見に行くと解体場からの排水はきちんと水路があるのでそこから流すとのことでした。そのため水田の方には流されないとのことでした。</p> <p>それで、向こう側の宅地の方は畑にずれ込んでいたので、これは始末書の提出ということになります。</p>
議長	ありがとうございます。中村さんから、何かございますか？
中村推進委員	特にありませんが、洗った血はその場で流してから小屋で解体するということをおっしゃられました。そこで水を20リットル程度しか使わないという話でした。そこは周りの部落の方にも説明があり、了解を頂いての申請かと思えます。
議長	ありがとうございました。事務局の方から、始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	流れの説明をお願いします。
事務局	それでは水の流れですが、本日配布の資料4ページをお願いします。(図面で説明)
議長	ありがとうございます。さっきも中村委員が言われたように、もともと解体したものの処理だ

	<p>けだから水を使う必要はなく、他のところへの影響は少ないということでした。何か皆さん方からございませんか？</p> <p>書類の方の不備は今回大丈夫でしたか。</p>
事務局	<p>今回はですね、この1か月で県の方にすべて書類を出して見てもらいましたので、大丈夫です。</p>
議長	<p>分かりました。何かございますか、よろしいですか？よければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成)</p> <p>すいません、議案68号の3番と議案70号の2番は同じ案件でありますから、両方とも賛成ということよろしいですか？</p>
農業委員	<p>はい。</p>
議長	<p>続いて議案69号に移っていきます。事業計画変更承認申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案説明資料は4ページ、位置図は1ページ、本日配布の資料は5ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、令和3年7月の総会で審議しまして、その後、令和3年8月12日付で、県から転用許可が出ています。現在は、造成が完了しています。造成計画について、分譲区画数が7区画から9区画に変更したため、事業計画の変更申請をされた案件となっています。</p> <p>土地の所在は、大字●●●字●●●●番ほか4筆でございます。登記地目はすべて田で、現況地目は●●●番●●、●●●番、●●●番、●●●番●●の4筆が田、●●●番●●が普通住宅となっています。</p> <p>登記面積は、5筆合計で、2,504平米となっています。農地区分は、3種農地です。変更前の事業計画に従った実施状況は、土地の造成です。</p> <p>申請人は、●●区の●●●●さんです。当初の事業計画は、分譲宅地で分譲区画7区画が1,714.95平米、進入路が789.05平米となっています。</p> <p>変更後の事業計画は、分譲宅地で、分譲区画9区画1901.52平米、進入路612.48平米となっています。</p> <p>周囲の状況は、東が田と宅地、西が田、南が道路と田、北が田となっています。都市計画の用途区域で、公共下水道区域となっています。当初の県の5条転用許可は、令和3年8月12日付、3農漁第5～4243号となっています。</p> <p>本事業計画変更地の西側(●●●●側)は、令和5年4月総会で、農地法第5条の申請があっている区域となります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	<p>峰松さん、元々の7から9区画に増えるということで拡張のようになるので、その事業計画についての説明をもう少ししなければ分かりにくいかと。</p>
事務局	<p>本日の資料5ページをご覧ください。(図面で説明)</p>
議長	<p>単純に区画の変更ということでよいのですか？</p>
事務局	<p>そうです。申し込み多数のためということです。</p>
議長	<p>わかりました。それでは藤家委員、お願いします。</p>
10番委員	<p>はい。先程言われたように計画の変更ですので問題ないかなと思います。</p>
議長	<p>まあ中身の規格だけの変更ということですか。何かございますか？よろしいですか？それでは採決を取ります、賛成の方。(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました、続いて議案70号に移っていきます。</p>
事務局	<p>議案説明資料5ページ、位置図4ページ、本日配布の資料6ページをご覧ください。1番について説明します。</p> <p>土地の所在は、大字●●字●●甲●●●●番でございます。登記地目は畑、現況地目は普通住宅となっています。登記面積は、318平米です。</p> <p>申請人は、●●区の●●●●さんで、81歳の方です。</p>

	<p>転用目的は露天駐車場で、施設の概要は、車庫1棟33平米、駐車場72平米、カーポート1棟37.1平米、進入路175.9平米となっています。</p> <p>農地区分は2種農地で、周囲の状況は、東に宅地、西に宅地、南に里道、北に田となっています。関係機関との協議書はありで、条件はありません。</p> <p>現地は、車庫とカーポートが建ち、浄化槽が設置され、一部でコンクリート舗装がされており、始末書が添付されています。</p> <p>1番の説明は、以上となります。</p>
議長	中村委員、現地確認の報告を。
11 番委員	<p>現地は国道●●●の●●●の交差点を、●●●の工業団地へ向かう市道に入りまして、そこからちょっと行って曲がった先になります。●●●●の裏です。</p> <p>そして、さっきありました図面6ページの左側で行きますと、車庫はみだし面積がありますが、この車庫は幅3.6メートル×12メートルぐらいです。ここは昭和60年に母屋につなげて増築をしたということです。</p> <p>ここに軽が2台入るぐらいのものがあまして、手前にはカーポートがありますけれども、ここは平成26年にカーポートを設置したとの事でした。そして、浄化槽はそれよりも古いですが、いつごろ設置したかなとの事でした。</p> <p>この図面の左側の一番上畑と表示してありますけれども、その右側が昔はプレハブの小屋、農作業の道具を入れる小屋が建っていて、今は撤去をされております。作物は現在作られておりません。以上です。</p>
議長	山本さん、何か補足ございますか？
山本委員	特にありません、中村委員さんが今言われた状況です。
議長	分かりました。始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	<p>他に皆さんから何かございますか？無ければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。</p> <p>2番は先程採決を取りましたので、よろしくをお願いします。次に所有権の移転許可申請承認についてをお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第71号について説明します。議案説明資料は6ページ、位置図は5ページをご覧ください。</p> <p>1番について説明します。</p> <p>土地の所在は、大字●●●字●●●丙●●●番でございます。登記地目、現況地目はともに畑となっています。登記面積は、654平米です。</p> <p>譲受人は、●●●区の●●●●さん70歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は農業の廃止となっています。譲受人の通作距離は、700メートルとなっています。</p> <p>農地法第3条の現地確認調書には、中牟田農業委員と中島農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして、両担当委員からの署名がっています。</p> <p>1番の説明は以上です。</p>
議長	1番についての説明でした。担当の中牟田委員、お願いします。
2 番委員	<p>はい。●●●●さんから、拡大したいとのご意向で、今までもみかん園を拡大されております、●●●さんはもう農業をやめられるとのことでした。</p> <p>現地を確認したところ、きれいにみかんを植えられておりました。</p>
事務局	●●●さんと●●●さんの畑は、隣同士という理解で良かったですか？
2 番委員	<p>そうです。この方は70歳になられて、周りからはあまり広げない方が良いとの指摘も受けていましたが、この方は60歳まで警察官として勤められ、退職後は農機具小屋も建てられてみかん園をどんどん広げておられます。</p> <p>皆さんから心配の声は出ていますが、鍛えておられますので。</p>
議長	体格も良い方ですもんね。

2 番委員	現役の頃より今の方が元気ではないかというほどです。
議長	分かりました。皆さんから他に何かございますか？では 1 番について採決を取ります、賛成の方。(全員挙手) ありがとうございました。それでは、2 番の説明をお願いします。
事務局	それでは 2 番について説明します。位置図は 6 ページになります。 土地の所在は、●●字●●甲●●●番●●でございます。登記地目、現況地目は、ともに田となっています。登記面積は、223 平米です。 譲受人は、●●区の●●●●さん 70 歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は小作地の売買となっています。譲受人の通作距離は 20 メートルで、自宅に近接しています。 農地法第 3 条の現地確認調書には、三原農業委員と小池正人農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして、両担当委員からの署名があります。 2 番の説明は、以上です。
議長	三原委員、現地確認の報告をお願いします。
9 番委員	この土地については、松尾推進委員が中に入ってお話をされているので、松尾委員の方から説明をお願いします。
松尾委員	(図面で説明) 今回●●さんの旦那さんが亡くなって、いろいろな問題で自分も引っ越したいということでもしよかったら●●さんに作ってもらいたいとのことでした。
議長	●●さんは隣接者ということですね？
松尾委員	はいそうです。私も現地を確認して状況を見て、先々は●●さんも売買の意向があるものですから、●●地区の水田の売買が約 80 万円ということで、それに当てはめて計算すると約 17 万円ほどになるんですよ。ただ 17 万円くださいというのはちょっとアレだろうということで●●さんのところに行ってですね、10 万円で売らないですかという話をしているという状況であります。
議長	ありがとうございました。何かございますか？特段ないようですので、採決を取ります。2 番について賛成の方。(全員賛成) ありがとうございます。同じく 3 番について説明をお願いします。
事務局	それでは、3 番について説明します。 位置図は、7 ページをご覧ください。 土地の所在は、●●字●●甲●●●番●●でございます。登記地目、現況地目は、ともに畑となっています。登記面積は、118 平米です。 譲受人は、●●区の●●●●さん 39 歳の方です。譲受理由は、転居時に空き家に付随した特例農地として取得で、譲渡理由は農業廃止となっています。取得する畑は、家庭菜園として耕作されるそうです。 農地法第 3 条の現地確認調書には、三原農業委員と松尾農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名があります。 3 番の説明は以上です。
議長	これはこの前から空き家バンクに付随するということで、皆さんにお諮りしてお話をしていました。特段問題ないと思うのですが、よろしいですか？ それでは採決を取ります。3 番に賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。 4 番の説明をお願いします。
事務局	それでは 4 番について説明します。位置図は 8 ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●●甲●●●番●●でございます。登記地目、現況地目はともに畑となっています。登記面積は、205 平米です。 譲受人は、●●●●区の●●●●さん 74 歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は経営縮小となっています。譲受人の通作距離は、1 キロメートルとなっていま



	<p>す。</p> <p>農地法第 3 条の現地確認調書には、中牟田農業委員と山下農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名があります。</p> <p>4 番の説明は以上です。</p>
議長	引き続き 5 番の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、5 番について説明します。位置図は 9 ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、大字●●字●●●●甲●●●●番でございます。登記地目、現況地目はともに畑となっております。登記面積は、189 平米です。</p> <p>譲受人は、●●●●区の●●●●さん 71 歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は耕作不便となっております。譲受人の通作距離は、100 メートルとなっております。</p> <p>農地法第 3 条の現地確認調書には、中牟田農業委員と山下農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして、両担当委員からの署名があります。</p> <p>5 番の説明は以上です。</p>
議長	中牟田委員、説明をお願いします。
2 番委員	<p>4 番 5 番共に私の担当ですので、続けて説明したいと思います。</p> <p>まず、4 番の受けられる方が●●●●さん、譲られる方が●●●●さんです。この●●さんという方は、海苔との兼業です。もう海苔の方を優先するというので、この前はあっせんにもかけて田んぼの売買をしておられます。農業はもう跡取りがいないため縮小ということで、隣がちょうど●●さんの田んぼだったので、●●さんと話し合っ譲られることになりました。</p> <p>5 番の●●●●さんが●●●●さんに譲られたのはぶどう園です。ぶどう畑は、以前から作ってほしいという話が内々では進んでいたそうです。ということで●●さんはもう千采畑くらいで、ここは●●さんに譲るという約束をされていて、今回 3 条で持ってこられました。説明は以上です。</p>
議長	ちなみにいくらくらいで取引なさるのですか？
事務局	●●さんのところが一筆 5 万円、●●●●さんのところが親戚同士で、祖父同士が兄弟ということでお金は無しとしてお伺いしております。
2 番委員	10 年以上前から貸してあって、お礼にぶどうをあげたりしていたとのことでした。
議長	わかりました。田中さん、資料に耕作規模の拡大と書いてあるので、耕作不便ではなく農業廃止としないと辻褄が合わないかと思います。
事務局	すみません、わかりました。
議長	<p>4 番と 5 番一緒にしましたが、1 件ごとに採決を取ります。4 番賛成の方。(全員挙手)</p> <p>5 番賛成の方。(全員挙手)ありがとうございました。</p> <p>それでは次に移っていききたいと思います。議案 72 号の利用集積計画について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案 72 号について説明します。議案説明資料は、7 ページから 18 ページまでとなります。この案件は、1 議案で 64 件ございます。13 ページをご覧ください。</p> <p>47 番は、あっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有権が佐賀県農業公社から買い手に移ることになります。その時期は、6 月 13 日の予定です。</p> <p>その下の 48 番ですが、これもあっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有権が売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。その時期は、6 月 13 日の予定です。</p> <p>14 ページから 18 ページをご覧ください。</p> <p>49 番から 64 番までの 16 件は、農地中間管理機構との貸借となる案件です。契約期間は、10 年が 1 件、8 年が 2 件、5 年が 12 件、3 年が 1 件となっております。賃借料については、現金が 15 件、物納扱いが 1 件となっております。</p>

	<p>少し戻りまして7ページから12ページをご覧ください。</p> <p>1番から46番までの46件は、利用権設定される案件です。46件のうち、新規が10件、更新が36件となっています。また、そのうち、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が42件です。賃貸借権の設定42件のうち、現金扱いが22件、物納扱いが20件です。</p> <p>契約期間については、46件のうち、10年が6件、5年が32件、3年が5件、2年が1件、1年が3件となっています。(1契約で2筆あり、各々異なる契約期間があるため。)</p> <p>使用貸借権の設定4件は、4番、23番、41番の3件が更新で、18番の1件が新規となっています。</p> <p>議案第72号についての説明は、以上となります。</p>
議長	<p>それぞれ担当の所で話がきているかと思えます。</p> <p>大町さん、山本さんは退席をお願いします。(5番委員、8番委員、山本推進委員退席)</p> <p>23番の●●さんのところですけども、更新のため色々は言えないかもしれませんが、認定農業者で使用貸借というのはマズいのではないですか？</p> <p>後、18番の●●さんのところは何か話がありましたか？</p> <p>思うのはですね、孫がやっとなってくれるからタダで良いという気持ちは分かるのですが、逆にお金のやり取りを一切なさらないわけです。同じようにやっていかないと、一方では厳しくしたりというのは、どうかなと思います。採決は普通にして構わないですが、この辺の中身については後で打ち合わせをしましょう。これは公社から来たのですか？</p>
事務局	<p>いえ、これは公社からではないですが、農政係も入ってこの新規就農などされているところであります。</p>
議長	<p>分かりました、何かございますか？</p>
2番委員	<p>すみません、一つ報告をさせていただきます。14ページをご覧ください。</p> <p>ここが3人兄弟なんですけど、この●●●●くんが海苔をしているのですが、●●●●の裏がですね、圃場整備をしていたが荒れていまして、荒れたまま草刈りだけしておられたのですが、ここに紫蘇を作りたいとのこと。彼のお父さんが●●●●でして、紫蘇を作りたいということで話を進めさせてもらいまして、3人とも了解を頂いて、後は中間管理機構にお任せをしました。</p> <p>それで借料がですね、5,000円と決めまして、本来1万円なのですが荒れておりますので貸し手さんが5,000円でもいいと言ってくださいました。</p> <p>以上報告でした。</p> <p>もう一つ話がありまして、ここが男3兄弟でして、この話は1番下の弟のことです。そして3兄弟の真ん中がブロッコリーを作りたいとのこと。5町土地を探しています。</p>
議長	<p>●●●●さんが3男ですか？</p>
2番委員	<p>そうです、●●さんが3男で、漁業と農業を兼業しておられます。</p>
議長	<p>兄弟が3人いて、3人別々に漁業をしておられるのですか？</p>
事務局	<p>そうです。この方の祖父が私の2つ上の先輩です。</p>
議長	<p>そして既に紫蘇をやっているというのはどなたですか？</p>
2番委員	<p>この方の親です。</p>
議長	<p>分かりました、とりあえず採決を取ろうかと思えます。それと先程の認定農業者の件は、採決は取りますが事務局と整理をしたいと思えます。</p> <p>72号について賛成の方、挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>(5番委員、8番委員、山本推進委員入室)</p>
2番委員	<p>先程の件ですが、ブロッコリーをしたいというのは2番目、今回の紫蘇の話は3番目です。貸し借りをするときも、この方の祖父、お父さんと親子3代据えて話をしました。</p>
議長	<p>この場所が荒れて作る人がいないから、という理解でよろしいですか？</p>
2番委員	<p>それと親が●●●●から、親子絡みで話をしました。</p>
議長	<p>分かりました。次男の件は、慎重に進めるべきかと思えます。</p>

2番委員	<p>次男の友達が●●●でブロッコリーを8町やっていて、それでなぜその友達が●●●から鹿島で5町探しているかという、水害の際に●●●では浸かるそうで、佐賀の方で探したいということです。それで次男の友達が次男に探してくれるよう頼んだということです。</p> <p>この次男と友達が一緒にやるようで、規模的には5町くらい作らないと収支が合わないから、という話です。</p> <p>まとめると●●●の友達2人が土地を探していて、それで次男を誘ったということです。</p>
議長	<p>その2人にはこっちで確認をしようと思います。相談に来られて、ハナからダメというわけにいかないのです。</p>
2番委員	<p>そうですね、慎重にやっていきましょう。</p>
議長	<p>まずもって七浦地区で、他のところもあるかどうか探してみてください。5町ともなるとまとまってあるかどうか分からないので。</p>
2番委員	<p>そこは点々としていてもよいとの事でした。ブロッコリーですので七浦のような山岳区では厳しいかもしれないですね。</p>
議長	<p>山はどうかと言ったら山はあまり乗り気ではなかったですね。</p> <p>下村さんすいません、以前七浦地区で、慎重にという声があったので、慎重にやろうと思っております。ただ知らんぷりはできないので、七浦地区で一度そういう場所があるかどうかは検討してください。他の委員さんも、ブロッコリーの話なので、荒れてどうにもならないとかなどあれば、教えていただけるようお願いいたします。</p>
2番委員	<p>古枝や能古見だとしても、干拓じゃなくても平地になっていれば良いです。土地もまとめて5町じゃなくてもいいので。</p>
議長	<p>そういう話を持ち掛けた人たちが、自分たちが拡張したいからと利用をされているのではないかというのが心配です。そのため慎重にいきたいです。</p> <p>ただ、今言ったように相手が何者かということも確認をして、皆様にお繋ぎをしようと思えます。そして、本当にあるかないかという話をしたいと思えます。話が飛んでしまいすみませんでした。</p>
事務局	<p>それでは次に報告第34号農地等形状変更届出について説明いたします。</p> <p>議案説明資料は19ページ、位置図は10ページ、本日配布の資料7ページをご覧ください。</p> <p>1番について説明します。</p> <p>土地の所在は、大字●●字●●甲●●●番、甲●●●番、甲●●●番●●の3筆であります。地目は3筆とも田、面積は3筆合計で、2,213平米となっています。</p> <p>届出人は、●●●の●●●さんです。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、「平成24年頃より田として耕作しておらず、用水路も獣害によって修復が不可能な状況。よって今後は畑として利用したい。」とのことです。</p> <p>周囲の状況ですが、①は、東は水路、西は道路、南は水路、北は道路、②は、東は水路、西は道路、南は畑、北は水路、③は、東は道路、西は雑種地、南は畑、北は水路となっています。</p> <p>申請地は、農振農用地となっております。</p> <p>地元協議はありで、条件なしとなっております。令和4年2月25日から令和14年2月24日までの10年間、●●●さんとの賃貸借権を設定しており、今後は一度解約し、形状変更後に再設定する予定となっております。</p> <p>1番の説明は以上となります。</p>
議長	<p>馬場さんから、何かございますか？</p>
4番委員	<p>はい。申請の場所ですが、●●●から、●●●に入りまして、●●●をくぐって、それから150メートル先を左折して、西の方に300メートルほど進みますと、●●●がございますけども、その手前の方に先程説明があった3筆の農地がございます。周囲の状況等については、事務局の説明のとおりでございまして、先程事務局からもありましたように、申請地周辺</p>

	<p>の用水路が、イノシシ等の被害にあいまして、修復不可能なために田としての利用が困難なことから、今後は畑として利用をしたいということでございます。</p> <p>形状変更後に改めて畑として●●●●さんと利用権の設定を結びたいという意向です。本件につきまして、地元の区長さん、生産組合長さんと協議を致しましたところ、部落として問題はないということで確認が取れているところでございます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。説明がありましたように、我々も現地を見に行ったのですが、借りてくれる人がいるうちに、借り手さんがやりやすいようにということで形状変更したいという話でした。</p> <p>何かございますか？よろしいですか？</p> <p>無ければ馬場さんからあったような形で進めていきますので、よろしくお願いします。以上を持ちまして報告・議案についての審議を終わります。</p>

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和5年7月3日 鹿島市農業委員会</p> <p>会 長 ⑩</p> <p>7 番委員 ⑩</p> <p>8 番委員 ⑩</p> <p>事務局長 ⑩</p>
--	---